

# 戸田市立郷土博物館協議会市民委員募集要項

## 1 趣旨

戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）における市民委員（以下「市民委員」という。）を募集します。なお、協議会は博物館法第23条の規定に基づき設置されており、博物館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、戸田市教育委員会が設置しているものです。協議内容は、郷土博物館（分館の彩湖自然学習センターを含む）の運営に関する事項です。

## 2 任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 募集人数 1名

## 4 応募資格

年齢満18歳以上（基準日：令和6年4月1日）の市内在住・在勤・在学者

## 5 委員の報酬等

協議会に出席した場合、市で定める委員報酬等を支払います。

## 6 応募方法

### （1）提出するもの

①「戸田市立郷土博物館協議会委員応募用紙」に必要事項を記載したもの

②小論文「これからの博物館に期待することについて」（800字以内）

### （2）提出方法

①郵送 戸田市立郷土博物館へ送付

②電子メール [hakubutu@city.toda.saitama.jp](mailto:hakubutu@city.toda.saitama.jp)

なお、応募書類は返却しません。

## 7 応募受付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月15日（水）までで期間内必着

## 8 応募書類の配布場所

○戸田市立郷土博物館

○彩湖自然学習センター（みどりパル）

※応募書類は、戸田市立郷土博物館ホームページからダウンロードすることができます。  
(<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/377/>)

## 9 選考の方法

応募資格審査の後、御提出いただいた「戸田市立郷土博物館協議会委員応募用紙」及び小論文をもとに、後日面接させていただきます。面接の日時・場所は、応募受付期間終了後、電話で連絡いたします。

## 10 その他

○協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による市民の10人以内の委員で構成されます。

○協議会は年に2回程度、平日の昼間に開催します。

○応募書類に記載された個人情報は、市民委員の選考以外の目的には使用しません。

## 11 応募書類の提出先・問合せ

戸田市立郷土博物館（戸田市教育委員会生涯学習課郷土博物館担当）

〒335-0021 戸田市大字新曽1707番地

電話 048-443-5600

電子メール [hakubutu@city.toda.saitama.jp](mailto:hakubutu@city.toda.saitama.jp)